

令和6年4月8日

高砂市病院事業管理者 院長 渡部 宜久

病院機能評価受審支援業務プロポーザル応募要領

病院機能評価受審支援業務の事業者を公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加を希望される方は、次の要領により申込書類等を提出してください。

1 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 履行場所

高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

3 業務内容

仕様書のとおり

4 参加要件

この公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、次の全ての要件に該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 高砂市病院事業契約規程(昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号)において読み替えて準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第3条に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではありません。
- (5) この公告の日以後から契約締結の日までの間に、高砂市の指名停止期間中でないこと。
- (6) この公告6に掲げる書類が提出できること。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加することができること。
- (8) 病院機能評価 病院機能評価機能種別版評価項目3rdG: Ver3.0の受審支援を行った実績があること(会社実績だけでなく、担当者実績でも可とします。)

5 参加上の注意事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、高砂市病院事業契約規程において読み替えて準用する高砂市契約規則その他指示事項（以下これらを「関係法令等」という。）を確認の上、参加してください。

なお、高砂市契約規則その他市の条例、規則等は、高砂市ホームページで閲覧できます。

6 参加申込み

(1) この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書類等」という。）を提出期限までに高砂市民病院事務局総務課財務係まで郵送又は持参により提出してください。

なお、アからキまでの書類は、封筒等に封入封かんし、提出してください。

ア プロポーザル参加申請書（1部／様式第1号・指定）

イ 会社案内・概要書（6部）

ウ 企画提案書（表紙1部／様式第2号・指定、6部／任意様式。詳細は、仕様書等に基づくこと。）

エ 個人の場合は、確定（青色・白色）申告時の決算書又は収支内訳書（1部）。法人の場合は、直近3期分の決算報告書（財務諸表）（1部）。

オ 関連業務実績表（表紙1部／様式第3号・指定、6部／任意様式。この公告の4(8)に該当するものを、可能な限り多く記載すること。）

カ 見積書（1部／様式第4号・指定）

キ 高砂市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次表に掲げる書類（該当書類各1部）

| 書 類 | 内 容 | 法人 | 個人 |
|--------------|---|----|----|
| 登記事項証明書 | 令和6年2月1日以後に証明されたもの | ○ | × |
| 住民票抄本 | 住所、氏名及び生年月日を証明できるもの 令和6年2月1日以後に証明されたもの | × | ○ |
| 代表者身分（身元）証明書 | 代表者の本籍地で証明されたもの 令和6年2月1日以後に証明されたもの | × | ○ |
| 納税証明書 | 個人の場合は、参加申込みをした者の代表者名義のもの。様式「その3の2」 令和6年2月1日以後に証明されたもの | × | ○ |
| | 法人の場合は、参加申込みをした法人名義のもの。様式「その3の3」 令和6年2月1日以後に証明されたもの | ○ | × |

| | | | | |
|-----|--|--|---|---|
| | 市税完納証明書 ※高砂市発行のもの | 高砂市内に本店がある場合（本店分）又は高砂市内の支店等に権限を委任している場合（本店、支店等分） 個人の場合は参加申込みをした者の代表者名義のもの、法人の場合は参加申込みをした法人名義のもの 令和6年2月1日以後に証明されたもの | △ | △ |
| 委任状 | 支店等が参加申込みをする場合 委任者は本店とし、受任者は支店等とすること。 内容：見積り、契約締結、保証金の納付、契約履行、契約代金の請求及び受領等 ※ 委任期間は、申込書類等の提出日以前の日から令和7年4月30日まで | | △ | △ |

○：提出を必要とするもの

×：提出を必要としないもの

△：該当する場合のみ提出を必要とするもの

- (2) (1)の提出期限は、令和6年4月23日（火）午後3時までとします。事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- (3) 提出した申込書類等は、引換え、書換え、撤回等を行うことはできません。
- (4) 参加希望者は、仕様書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を高砂市民病院ホームページで確認した後、申込書類等を提出してください。
- (5) 仕様書、指定様式等は、高砂市民病院ホームページからダウンロードしてください。

7 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) この公告又は仕様書等に関して質問しようとする者は、令和6年4月11日（木）から同月15日（月）午後1時までの間、電子メール（宛先：tact5510@city.takasago.lg.jp）により高砂市民病院事務局総務課管理係公募型プロポーザル方式契約担当者にまで様書等に関する質問書（様式第5号・指定）を提出してください。表題には「機能評価 質問」と記載してください。
- (2) 質問に対する回答
令和6年4月16日（火）正午から高砂市民病院ホームページで公表します。
回答は、この公告、仕様書その他関係資料の追加及び修正とみなします。

8 選定方法

(1) 提案説明の実施

参加申込みをした者（以下「参加者」という。）には、提案説明を実施していただきます。

ただし、書類に不備がある参加者は除きます。提案説明をしていただく参加者には、提案説明の時間帯を通知します。

ア 日時

令和6年4月25日（木） 予定

イ 場所

高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

(2) 受注予定者の決定

選定委員会の評価に基づき、評価の高い者を受注予定者として選定し、当該受注予定者と仕様の詳細等を協議して合意に至れば、受注者として決定します。当該受注予定者と合意に至らない場合は、合意に至る者が生じるまで、評価の高い者から順に協議を行います。

なお、評価の高い者とは、提出された申込書類等の内容（一部を除く。）、仕様書に掲げる業務内容等に対し点数を配した病院機能評価受審支援事業者選定審査票により評価し、合計でより多くの点数を得た者としてします。

9 参加申込みの無効

次に該当する参加申込みは、無効とします。

- (1) この公告で指定する提出期限を超えて高砂市民病院事務局総務課財務係に到着したもの
- (2) 申込書類等に不備があるもの

10 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認めるときは、公募型プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。この場合において、公募型プロポーザル方式に要した費用を高砂市に請求することはできません。

11 受注者への通知及び契約について

受注者を決定したときは、直ちにその旨を当該受注者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた受注者は、契約手続について担当職員の指示に従ってください。

12 異議の申立て

参加者は、この公募型プロポーザル方式の実施後、この公告及び関係法令等のこの公募型プロポーザル方式に係る条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

13 契約約款

高砂市が定めた業務委託契約約款とします。

14 契約保証金

免除

15 支払条件

完成払（翌月払）とします。

16 予算額（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

1, 846, 000 円

※消費税及び地方消費税相当額は、10パーセントで計算をしています。

17 その他留意事項

(1) 費用の負担

この公募型プロポーザル方式への参加に関し必要な費用は、参加者の負担とします。

(2) 著作権

参加者が提出した書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、高砂市は、必要がある場合は、参加者の承諾を得て、提出された書類の内容を無償で使用することができるものとします。また、この公募型プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、提出された書類を公開する場合があります。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、字句の誤り以外は変更できません。また、同一の参加者が2以上の提案をすることはできません。

なお、提出された書類は、一切返却いたしません。

(4) 提案に関して使用する言語、単位等

提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(5) 高砂市が提示する資料の取扱い

高砂市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 参加者又は受注者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当した場合

イ 契約締結までに高砂市の指名停止を受けた場合

ウ 契約締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている場合

エ 提出した書類に虚偽の記載をした場合

オ 指定日時に提案説明がされなかった場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

キ アからカまでに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

<問合せ先>

高砂市民病院事務局総務課財務係（2階事務所）

所在地 : 〒676-8585

兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

電話番号 : 079-442-3981 (内線5270)

FAX : 079-442-5472